

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

<p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波等による被害を受けた約383ha（市内作付面積の約7割）の農地については、早期に復旧、復興を図る。特に平地部の農地は、引き続き水稻を中心に、ほ場整備などによる農地の集約を推進するなど、生産性及び収益性の向上を図る。</li> <li>・全壊した総合営農指導センターや県農業研究センター南部園芸研究室を再整備し、本市農業振興の拠点施設の機能回復を図るとともに、太陽光型植物工場や生産開発型の大規模施設園芸団地の形成に向けた施設整備を推進し、新たな農業生産の実現を図る。</li> </ul>
<p>② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業用施設災害復旧事業による生産基盤の早期復旧を推進するとともに、東日本大震災復興交付金事業を活用した県営農業農村整備事業により、下矢作地区（17ha）、小友地区（120ha）の2地区（合計137ha）においてはほ場整備を行うことで、農地の大規模化、面的集約及び経営の効率化を推進する。</li> <li>・集団移転跡地のうち、周辺農地との一体的な利用が可能な地区については、復興交付金事業を活用し農地整備を図る。</li> <li>・太陽光型植物工場及び大規模施設園芸団地については、浜田川地区（3ha）において復興交付金事業を活用した施設整備を行い、営農（操業）開始に向けた取組を支援するとともに、高収益作物の普及拡大を推進する。</li> </ul>

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

<p>① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波被害からの農地及び農業用施設の復旧を図るとともに、地域の合意形成を図った上でほ場整備を実施することにより、優良農地の確保及び拡大を図る。</li> <li>・住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等に伴う移転跡地については、農地整備に向けた調査を行い、可能な限り農地としての利用を図る。</li> <li>・復興整備計画区域内の農用地区域以外の農地については、積極的に農用地区域に編入することにより、優良農地の確保を図る。</li> <li>・農地の復旧・復興を行った農地は、復興整備計画期間が満了した後も優良農地として確保する。</li> </ul>
<p>② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波被害を受けた農地383ha（田・畑）は、農地として復旧・復興することを基本とする。</li> <li>・被災住宅地等の集団移転先となる市街地復興土地区画整理事業の施行区域の農地5.5haは、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。</li> <li>・土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などによる移転跡地のうち、周辺農地と一体的な利用が可能な高田地区及び今泉地区の一部は、農用地区域としての整備及び利用について検討を行う。</li> </ul>
<p>③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況</p>
<p>別紙様式のとおり</p>

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
(1)-A	今泉	市街地開発事業	住宅地	41.6ha	4.0ha	5.0ha	3.2ha	陸前高田市	H24～H29	750人 (250戸)	非線引き都市計画区域用途地域外	移転元Ⅰ（46.9ha）、非線引き都市計画区域用途地域内、1,306人（445戸） 移転跡地：公園、農地等  移転元Ⅲ（50.4ha（移転促進区域 14.6ha））、非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外、732人（228戸） 移転跡地：農地、水産業用地等
(1)-B	高田	市街地開発事業	住宅地	14.0ha	1.5ha	1.9ha	－ha	陸前高田市	H24～H27	500人 (180戸)	非線引き都市計画区域用途地域外	移転元Ⅱ（206.0ha）、非線引き都市計画区域用途地域内・外、5,486人（2,137戸） 移転跡地：公園、産業用地等
(4)-A	長部	集団移転促進事業	住宅地	7.6ha	2.8ha	2.8ha	2.3ha	陸前高田市	H24～H27	374人 (113戸)	非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外	移転元Ⅲ（50.4ha（移転促進区域 14.6ha））、非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外、732人（228戸） 移転跡地：農地、水産業用地等
		(うち月山)		3.4ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha					
		(うち上長部)		1.2ha	－	－	－					
		(うち双六)		1.2ha	1.1ha	1.1ha	1.1ha					
		(うち双六)		1.0ha	1.0ha	1.0ha	1.0ha					
		(うち双六第2)		0.1ha	0.1ha	0.1ha	0.1ha					
(うち要谷)	0.6ha	0.5ha	0.5ha	0.3ha								

		(うち福伏)		0.7ha	0.7ha	0.7ha	0.5ha					
				(0.5ha)	(0.1ha)	(0.1ha)	(0.1ha)					
(4)-B	米崎	集団移転促進事業	住宅地	8.7ha	3.9ha	3.9ha	2.9ha	陸前高田市	H24~H27	395人 (133戸)	非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外	移転元IV (144.3ha (移転促進区域 26.5ha)、非線引き都市計画区域用途地域内・外、966人 (307戸)) 移転跡地：農地、水産業用地等
(4)-C	小友	集団移転促進事業	住宅地	3.9ha	0.7ha	0.6ha	0.6ha	陸前高田市	H24~H27	186人 (56戸)	都市計画区域外	移転元V (106.9ha (移転促進区域 13.4ha)、都市計画区域外、622人 (213戸)) 移転跡地：農地、水産業用地等
(4)-D	広田	集団移転促進事業	住宅地	<u>8.0ha</u> 3.4ha	<u>0.5ha</u> 0.4ha	<u>0.4ha</u> 0.3ha	<u>0.3ha</u> 0.3ha	陸前高田市	H24~H27	<u>354人</u> 153人 (109戸) (45戸)	都市計画区域外	<u>95.8ha</u> 移転元VI (30.8ha (移転促進区域 5.5ha)、都市計画区域外、242人 (74戸)) 移転跡地：農地、水産業用地等
(4)-E	矢作・竹駒・高田・今泉	集団移転促進事業 (うち下矢作地区、館地区、下沢地区)	住宅地	<u>2.5ha</u>	<u>0.5ha</u>	<u>0.4ha</u>	<u>0.3ha</u>	陸前高田市	H24~H27	<u>63人</u> (22戸)	非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外	移転元VII (135.7ha (移転促進区域 18.3ha)、非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外、443人 (145戸)) 移転跡地：農地、水産業用地等
計				<u>85.8ha</u> 78.7ha	<u>13.9ha</u> 13.3ha	<u>15.0ha</u> 14.5ha	<u>9.6ha</u> 9.3ha			<u>2,589人</u> 2,325人 (848戸) (762戸)		

※1 面積表記は小数点第1位までの ha 表記に統一している都合上「農地面積」、「農振地域面積」及び「農用地区域面積」欄のうち、今泉地区市街地開発事業と長部地区集団移転促進事業による重複部分は 0.1ha を記載しているが、計には含めていない。

※2 長部地区集団移転促進事業の面積表記は、長部地区の内訳を小数点第1位までの ha 表記に統一している都合上、「面積」、「農地面積」、「農振地域面積」及び「農用地区域面積」欄の計は一致しない。

## 2 調整措置概要

地区名： (1) - A 今泉 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の污水排水は公共下水道に接続又は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、土地区画整理事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。                      農業用水については、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、土地区画整理事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
事業の進捗に合わせ、農業振興地域及び土地利用基本計画の変更を検討する。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を經由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>三日市地区においては水田が含まれているが、農業用排水施設は事業地区外であり、併せて水田残地が生じないことから周辺農地への影響はなく、買収後においては周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への排水に対する影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

  

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>久保地区においては一部水田の残地があるが、現在は畑地利用をしていることから影響はない。</p>									

  

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺地の汚水排水は農業集落排水に接続又は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。

農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

今後、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。